

第 15 期

第 8 回 藤 沢 市 環 境 審 議 会

時：2026 年（令和 8 年） 8 月 12 日（水）

於：藤沢市役所本庁舎 8 階 会議室 8-1、8-2

午前9時30分 開会

○若宮参事 皆様、おはようございます。定刻になりましたが、会議に先立ちまして、事務局から1点、ご報告を申し上げます。

第7回会議後、1名の委員がご退任されておりますので、新たな委員をご紹介させていただきたいと存じます。5月28日付で、加藤一委員のご後任に、さがみ農業協同組合の小菅功様をご就任されております。

それでは、恐れ入りますが、小菅様から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

○小菅委員 皆さん、おはようございます。さがみ農協の藤沢地区運営委員会の小菅と申します。よろしくお願いいたします。

○若宮参事 これから、どうぞよろしくお願いいたします。

では、改めまして、第15期第8回藤沢市環境審議会を開催いたします。本日はご多忙の中、また、足元の悪い中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、本日の審議会の進行をいたします環境総務課、課長の若宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本日の出席状況のご報告をいたします。審議会規則の第4条第2項に、審議会の開催要件といたしまして、過半数以上の委員の出席と規定されております。本日、出席をいただいている委員の皆様が15名でございますので、過半数を超えており、開催要件を満たしていることを報告いたします。

また、本日、1名の傍聴者がいらっしゃいますので、あわせてご報告いたします。

審議会の会議録は、藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき閲覧に供されますので、ご承知をお願いします。

次に、会議の資料の確認をさせていただきます。

当日配付資料といたしまして、4点ございます。本日の座席表、両面刷りの本審議会の委員名簿、市職員の名簿。差し替えが生じたため、資料3「答申書（写）」、資料7「ふじさわ環境白書2026（一次案）事前質問回答書」でございます。

続きまして、事前に送付した資料といたしまして、7点ございます。資料1「素案確認での意見一覧」、資料2「アクションプラン（素案）」、資料4「藤沢市緑の基本計画の改定について」、資料5「ふじさわ環境白書2026（一次案）」、資料6「昨年度からの主な変更箇所一覧」でございます。

過不足等がございましたら、恐れ入りますがお知らせ願いますようお願いいたします。——よろし

いでしょうか。

次に、本日の流れといたしまして、次第に沿って事務局から議題についてご説明させていただき、内容等をご審議いただく予定です。

なお、藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しの答申について、本日、審議会終了後に実施することを前回の審議会でご案内しておりましたが、市長の公務の都合により、報告1「藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて」を事務局から説明させていただいた後に答申をいただくことになりましたので、ご承知おきください。

それでは、議事に入りますが、審議会規則第4条第1項により、審議会の議長は会長が当たることになっておりますので、今後の進行については高橋会長にお願いしたいと存じます。高橋会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、報告1「藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて」、事務局からご説明をお願いします。

○木下課長 皆様、おはようございます。ゼロカーボン推進課、木下と申します。

それでは、報告1「藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて」、ご説明申し上げます。初めに、資料1をご覧ください。「素案確認の意見反映一覧」についてでございます。

前回、5月25日の第7回環境審議会での重点施策アクションプラン2030（一次案）に対するご意見を反映した素案を作成いたしまして、6月中旬から下旬にかけて、委員の皆様にもメールにてお送りし、改めてご意見を伺いました。

一覧にございますとおり、3件のご意見を頂戴して、事務局としての対応を記載しております。この対応方針に基づき、一部修正等を行ったものが、本日お示ししている資料2、重点施策アクションプラン2030（素案）でございます。本プランについては、前回の審議会において一次案としてご説明した内容から大幅な変更はございませんので、詳細のご説明は割愛させていただきますが、改めてご参照いただきますようお願いいたします。

次に、本日、机上配付させていただいた答申書（写）をご覧ください。答申書については、先日、資料3「答申書（写）」として事務局からメールにて修正したものをお送りしましたが、紙ベースの資料について、本日、机上配付したものに差しかえをお願いいたします。

また、本日は、こちらの審議会の会長印を押印した答申書及び資料2の素案をもって、会長から市長に対し答申いたします。

なお、本プランにおける今後のスケジュールですが、9月の市議会定例会において市議会への報告を行いまして、9月から10月にかけてパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様のご意見を募集いたします。その後、市議会やパブリックコメントでいただいたご意見を反映させた上で、令和9年3月に本プランの策定、令和9年度4月より、策定するプランに基づき地球温暖化対策を加速させてまいります。

最後に、事務局を代表してお礼を申し上げます。第15期藤沢市環境審議会の委員の皆様におかれましては、令和7年1月の諮問以降、審議会における真摯なご審議に加え、市民としての身近なご視点に基づくご意見や、専門委員会における専門的な知見に基づくご助言など、多くの貴重かつ具体的なお意見をいただきました。皆様のお力添えによりまして、藤沢市地球温暖化対策実行計画中間見直しとして本プランを取りまとめることができたことに対しまして、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○高橋会長 これまでこの審議会で議論を行いまして、せんだっての会合の後にいただいたコメントも反映していただきました。

委員の皆様におかれましては、これまでご審議いただきましてありがとうございました。アクションプランにおきまして一定の整理ができたものと思いますので、これで環境審議会としての答申とさせていただきます。

では、答申に当たりまして、一度、進行を事務局にお戻しいたします。

○若宮参事 高橋会長、ありがとうございました。

それでは、答申の準備を行いますので、しばらくお待ちくださいませ。

〔答申書 手交〕

○古澤部長 それでは、改めまして、審議会の再開となりますので、今後の進行につきましては高橋会長にお願いしたいと思います。高橋会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長 では、再開します。

次に、報告2「藤沢市緑の基本計画の改定について」、事務局から説明をお願いします。

○初見課長 それでは、「藤沢市緑の基本計画の改定について」、私、みどり保全課長の初見からご報告をさせていただきます。

お手元の資料と、画面にも投影させていただきますので、あわせてご覧ください。

緑の基本計画の改定については、令和6年度に藤沢市みどり保全審議会に諮問・答申を受けまして、令和7年度中に市内の調整会議や、みどり保全審議会の中間報告、パブリックコメントや市民説明会、藤沢市議会に中間報告等を行いまして、令和8年の3月に改定をさせていただきました。本日は、環境審議会の委員の皆様、簡単ではございますが、概略についてご説明をさせていただき、ご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(1 ページ)

1 「計画改定の趣旨」については、緑とオープンスペースに関する総合的な計画を、前回の改定、2011年（平成23年）の7月から10年以上が経過しましたので、近年の社会動向を反映すること、新たな視点を追加する等を行いまして、改定を行ったものでございます。

(2 ページ)

緑の基本計画は、藤沢市都市マスタープランを上位計画として、今回、この審議会でもご審議等いただいております環境基本計画や地域温暖化対策実行計画を関連計画として、さまざまな緑の推進に関する計画を定めているものでございます。

(3 ページ)

この計画の目標年次については、都市マスタープランと整合を図りまして、おおむね20年後の2050年と定めておりまして、中間年次を2035年として、社会情勢の変化等に合わせて見直しを進めていくというものでございます。

計画の構成については、全6章で構成させていただいております。

(4 ページ)

5 「緑とは」という定義ですが、これは前回の改定のときから変わっておりません。漢字の「緑」、平仮名の「みどり」、「緑地」、「緑被」、「緑化」という文語について定義をさせていただきますので、本編を見ていただく際は、これらの言葉についてもイメージしていただけると、少しわかりやすくなると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回、実行計画のアクションプランにもございますが、グリーンインフラという考え方を全編で取り入れております。グリーンインフラというのは、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・地域づくりを進めるものと定義されております。

(5 ページ)

みどりの現状とまとめでございます。今回の改定に当たりまして、前段で現況等を調査させていただきました。藤沢市のみどりは、皆さん、周りを見ていただいてもわかるとおり、生産緑地とか民有林、藤沢市の独自制度の保存樹林等々の減少がどんどん進んでいるような現状でございます。公園の

整備や民有地の緑化などについては、新たな緑地を一生懸命創出しているところでございます。自然環境実態調査をやりまして、多くの調査結果で豊かさ・重要性は減少傾向ではございました。一方で、水辺環境の復元などにより、一部の緑地で評価が上昇したという現状もございました。

(6 ページ)

この緑の基本計画の基本理念については、みどりを「まもる（保全）」、「ふやす（創造）」、「つなぐ（連携）」、「ひろめる（普及）」、「くらす（共生）」の観点に立ち、みどりあふれる質の高い都市を目指すこととしております。

(7 ページ)

2 「みどりの将来像」でございます。これは前回から変わっていませんが、「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ ～それぞれのみどりの特長を活かし、変化に富んだ多彩な輝きを放つ、魅力あふれる都市の姿へ～」ということで、右側に「みどりの将来像図」をつけております。お手元の資料等は白黒になってしまっていて見にくいのですが、画面のほうはカラーで映させていただきます。

いわゆる三大谷戸と呼ばれる遠藤笹窪谷、石川丸山谷戸、川名清水谷戸を中心に、川と市街化調整区域との緑をつなげて、広く「みどり軸」と「水とみどり軸」、拠点等を保全整備していくという将来像図を描かせていただいております。

(8 ページ)

こちらは3 「基本方針」として、5つの基本理念に対して17の基本方針を定めております。

(9 ページ)

4 「緑地の保全及び緑化の目標」でございます。緑被率、簡単に言うと目に見える緑、上から見た緑というものは、基準年次、令和7年度で約32.2%ありますが、こちらは現状維持をしていきたいという目標を定めております。

緑地率については、国の目標である30%を目標に、何とか少しでも増やしていきたいと考えております。

市民一人当たりの都市公園面積については、これも国の目標である一人当たり約10平米という目標を定めております。

緑の質の確保は、藤沢市のアンケート調査ですが、こちらを少しでも増やしていきたい、82%以上を目標とさせていただいております。

ネイチャーポジティブは、緑地保全活動への参加人数を、令和6年度値で4,700人であったものを、毎年度5,000人程度まで引き上げて、緑の保全や緑化の推進に関する興味を持っていただける方を少しでも増やしていこうと考えております。

(10 ページ)

第3章「緑地の配置の方針」でございます。みどりが有する多面的機能、「防災・減災」、「景観」、「環境保全」、「レクリエーション」の4系統に分けて配置方針を設定しております。この中で、抜粋になりますが、(3)「環境保全系統の配置方針」は、「快適な生活環境を保全する緑」、「生きものの生息環境を形成する緑」、これらの視点を踏まえて緑を配置するということで、藤沢市全体に対して、固まりのある緑を絵面で表現をさせていただいております。

こちらについても、三大谷戸と言われるところと、市域北部の緑や中部の生産緑地等の緑等を中心に保全をしていきたいという考えを持っております。

(11 ページ)

2「総合的な緑地の配置方針」としては、まず広域的な視点による骨格的な緑地を配置したいということで、「水とみどり軸」、いわゆる引地川、境川、相模川水系の目久尻川と、三大谷戸である3つの大きな谷戸、これらと都市公園を拠点としてエコロジカルネットワークを形成していきたいと考えております。

(12 ページ)

もう一つ、新たな視点として「流域を踏まえた地域別の方針」を追加させていただいております。こちらは市内の3流域、境川流域、引地川流域、相模川流域における「みどりの現状」と「みどりの方針」を位置づけさせていただいて、多様な生き物が生息・生育する豊かな自然環境をエコロジカルネットワークとして次世代に引き継ぐよう取り組みを推進することにしております。

前回は13地区のようなイメージを持って方針的なものを考えてはいたのですが、藤沢市の13地区ごとに生き物の生息が変わるわけではないので、こちらについては、大きく流域で捉えることとさせていただきました。

(13 ページ)

5「緑化重点地区・保全配慮地区」を定めておりまして、緑化重点地区については、藤沢市都市マスタープランに基づく片瀬・江の島を除く都市拠点を定めさせていただいて、保全配慮地区は、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区ですが、三大谷戸と都市拠点である片瀬・江の島を設定させていただいております。

(14 ページ)

1「施策体系」は、ざっとこれくらいのをやっていますということで入れております。多分お手元の資料では見えないと思いますので、本編等でご確認いただければと思います。下側に「ふじさわみどりアクションのすすめ」をつくっておりまして、市民の方々がまず何をやればいいのか、簡単

に言葉で示しております。まずはこれをやっていってくださいねという取っかかりの部分を簡単に表現したものを本編には追加させていただきました。

(15 ページ)

第4章「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」です。こちらは、今までご審議いただいた地球温暖化対策実行計画のアクションプランにも記載しているものがほとんどです。こちらも抜粋になりますが、みどりの重点プログラムとして「樹林地及び樹木の保全」とか、30 by 30 に貢献する自然共生サイトの認定に向けた取り組みや支援、「生きものの生息・生育空間の保全」として自然環境実態調査等を継続的に実施するなどを施策として上げております。

(16 ページ)

(2)「みどりをふやす」という観点からは、「公共・民間施設の緑化の推進」ということで、例えば、緑化のイメージとして、民間の開発に対しても緑を設けなさいという基準はありますが、それを、道路側に面して植えていただくという指導をするなど、緑視効果を高めるような取り組みを進めていきたいと考えております。

(17 ページ)

(3)「みどりをつなぐ・・・連携」という観点からは、先ほど流域等のお話をさせていただきましたが、軸を中心としたネットワークづくりを考えていきたいと捉えております。

(18 ページ)

(4)「みどりをひろめる・・・普及」では、「緑化・緑地保全活動への参画・人材育成」や「環境学習の推進」ということで、まずこれからの担い手を少しでも増やすことに重点を置きまして、さまざまな人材育成とか取り組みを進めていきたいと考えております。

(19 ページ)

(5)「みどりとくらす・・・共生」についても、前のページと似通うのですが、マルチパートナーシップの推進、さまざまなNPO法人や団体、市民活動団体等と一緒に緑地等の維持管理をしていきたいというものと、CSR活動において活動の場となるフィールドを提供したり、技術支援などを実施して、少しでも緑地の保全や緑化の推進に努めるということを施策として上げております。

(20 ページ)

こちらからは、重点的に行うべき取り組みということで、「みどりの重点プログラム」として三大谷戸の永続的な保全、川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷の3つの谷戸の保全方針等を定めまして、これに基づいて保全をしていきたいと考えております。

(21 ページ)

「ネイチャーポジティブの実現」です。「ネイチャーポジティブ」は日本語で「自然再興」といいまして、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失をとめ、反転させることです。こちらを少しでも実現するべく、さまざまな活動に取り組んでいくことを重点プログラムの1つとして上げております。

(22 ページ)

最後に、第5章「計画推進と各主体の役割」ですが、計画の推進としては、さまざまな大学、事業者、市民活動団体、市民の方たちとの連絡体制を構築して、マルチパートナーシップにより取り組みの推進をさせていただくとともに、計画の進行管理については、今後、藤沢市緑の実施計画、いわゆるアクションプランを策定し、それに基づいて進捗管理を行っていきたいと考えております。

駆け足となりましたが、緑の基本計画の概要について、ご説明とご報告をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋会長 今の緑の基本計画は、表紙にあるとおり、今年の3月に改定された緑の基本計画について、概要をご説明いただきました。

これに対して、ご質問とかコメントなどがあればお聞かせいただきたいと思います。

○長坂委員 スライドの4ページでご説明いただいた緑の定義で、緑地と緑被についてお伺いしたいと思います。緑地が法令で位置づけられているもので、緑被はそれ以外ということですが、具体的に法令で位置づけられていない部分の緑とはどういうところですか。

○初見課長 緑地と緑被はかぶる部分も当然あります。緑被は見える緑なので、法的に定められていない民地の緑についても、いわゆる航空写真等から、固まった緑でカウントされるものであれば、そこにカウントされます。

○長坂委員 そうすると、9ページに、目標の緑被率と緑地率があり、緑被率は現状維持で、緑地率は増加を目指されているということですが、これは、今、法令で指定されているもの以外に緑と認識されているところを法令で指定していこうということなのか、新たに緑地ではないところを緑地として指定していこうとされているのか、どちらですか。

○初見課長 緑被率は、今、見える緑を減らさないということで、現状維持になっています。緑地率は、法令的に、今、何も担保がない緑を担保がある緑として法的に指定するとか、条例等、藤沢市の独自策等で指定してカウントできるような形で、要は永続的に保全できるようなところに持っていきたいということでございます。

○長坂委員 今、緑になっているところを指定しようとしているのか、新たに緑をふやそうとしているのか。

○初見課長 大きくは、今、緑になっているものを保全していく、カウントして緑地率の中に入れていきたいということです。

○長坂委員 わかりました。

○高橋会長 そのほか、ございますでしょうか。

○松浦委員 今の長坂先生の質問にかぶるところもありますが、スライドの9ページで都市公園の面積を増やすとあります。これも、どういうところを都市公園にしていくのか。今は緑のところだけど、法的な根拠とか保全がされていない緑を都市公園にしていくということでしょうか。

○初見課長 今、藤沢市の中で、まだでき上がっていない都市計画公園が多々あるので、そちらについては都市公園として開設していきたい。それらを増やしていくと、少しずつ10平米に近づいていく。都市公園、今の都市計画でエリア指定をしているところの開設を目指すというのが、大きなところでございます。

○松浦委員 ということは、いわゆる緑被率というか、緑になっている部分の面積としては変わらないという形ですか。

○初見課長 今のご質問でいきますと、今、緑ではないところが公園になってくれば、緑地率も上がりますし、緑被という意味でも、例えば辻堂地区とか、都市計画公園としての指定はありますが、住宅地になっていたりするところがございます。あとは、区画整理の中で、いわゆる何にもない土地の中に、区画整理上の約3%は公園をつくるということで、北部の二の三（北部第二（三地区）土地区画整理事業）でも、何もないところから公園が生まれていきます。そこができて公園が増えれば、緑地率の部分でも、今は緑ではないところが緑になります。

○松浦委員 緑被率も増えていくということですね。

○初見課長 そうですね。

○松浦委員 あともう一点は、16 ページで、いわゆる住宅等の民間施設の良好な緑地の創出に向けた誘導ということで、下の絵で緑がない住宅と、緑が豊かな住宅があります。藤沢市内ではありませんが、庭がきれいな緑だったけれども、草がいつぱい生えてしまうからとか、あるいは最近は暑くなってきた水やりが大変だからということで、緑に覆われているお庭をコンクリート敷きにしてしまった知り合いが何人かいます。緑のままにしていって誘導策みたいな、何か具体的な施策を考えることはないのかという質問をしたいと思います。

○初見課長 民地の緑という意味では、お庭をどこまで大切にできるかというのは、持っている方たちの考え方があると思います。その中で、樹木が一本立ちで景観にすぐれたものは、藤沢市の条例の中で保存樹木という指定制度がございます。そちらに指定すると、少なからず奨励金を支払わせていた

だいて、維持管理の足しにさせていただくような制度もございます。

そういう意味では、樹木一本一本とか、保存樹林というまとまった樹林地であれば、そのような指定をさせていただいて保全をする手段はございますので、そちらのほうに誘導していく。

あとは、緑化という部分では、新たな開発等の場合は指導ができるのですが、それ以外の場合や小さな敷地のやりくりは、行政ではなかなか追いついていないのが現状でございます。

○崎山委員 9ページですが、緑被と緑地、この緑地率の最終目標30%というのは30 by 30によるものかと思いますが、単純に計算して市の面積が6,900ヘクタールとかで、現状が24.6%ということは1,700ヘクタールぐらいですかね。目標が30%ということは2,080ヘクタールぐらいですか。単純計算すると東京ドーム80個分という計算になると思います。これは今、緑ではないところをそれぐらい緑にしていかなければいけないということになるのでしょうか。

○初見課長 緑地のほうですね。緑地は、例えば、何も網がかかっていない森、樹林地、民間の人たちが持っている斜面緑地とかを、特別緑地保全地区という都市緑地法の網をかけると、緑地率に加わってきます。今、見える緑の中でも、法的な担保がないものはかなり多いので、そちらを法的な担保にしていくことで緑地として上げていく。先ほどの都市公園もそうですし、何もないところから都市公園が生まれれば緑地率に入っていく。本編のほうで緑地の分類をかなり細かくさせていただいているので、そちらの緑地の中に入ると、緑地率が高まっていく。

30%というのは、国の30 by 30とは別ですが、国交省系の、いわゆる緑の基本計画の上位的な国・県の計画の目標が30%なので、そちらを同じく最終目標として、少しでも高めていくということで、法的な担保を入れていくという設定をしております。

○崎山委員 宅地の開発とか道路の開発は今後も進むと思いますが、この30%というのは別に非現実的なものではないということですか。

○初見課長 かなり無理をしているところはございますが、これをこうすれば30%に届くであろうというシミュレーションはさせていただいております。

○眞岩委員 19ページと20ページについて質問があります。20ページの谷戸の保全のところ、市民活動団体との協働が出てきています。これは実際はどんな形で行われているのか。あと、19ページにあるマルチパートナーシップというのはどういうことなのか。関連しているのかもしれませんが、そこについてお答えいただきたい。

○初見課長 まず、三大谷戸における市民活動団体ですが、藤沢市には、もともとは市民活動の団体としてFGS（藤沢グリーンスタッフの会）がございます。そちらの方たちがさまざまな土地を、草刈りとか、半ボランティア的な感じでやっていただいております、川名清水谷戸とか、いろいろな谷

戸に対しても入っております。

あとは、川名里山レンジャー隊という日本大学の学生さんたちとかを中心にした人たちが、生き物の保全とか、研究活動も含めた活動をしているところもございます。自然環境の調査等もさせていただいております。石川丸山谷戸に関しても、里山環境の保全をさせていただいている市民団体の方が、一部、地元ではホタルの保存の会とか、そういう方たちが営農も含めてさまざまな自主的な管理をさせていただいているところでございます。

遠藤笹窪谷については、近年、特別緑地保全地区に指定させていただいて、指定管理者ともいろいろな協働をしながら、愛護会として公園の中を整理していただいたり、その周辺の緑地についても、今は3つの活動団体が、さまざまな形で樹林の間伐などをやっております。

19 ページについては、これも今の話とつながっていくのですが、右側にある藤沢市の団体、みどりいっぱい市民の会とか、そういうところと協働しながら自然観察会等を実施させていただいております。そのような活動を通してさまざまな事業を展開していきたいと考えております。

○和田委員 2点ありまして、1つは慶應義塾大学の自然共生サイトということで、この計画にも載せていただいていること、ありがとうございます。

それに関して言いますと、慶應義塾大学の周辺は遠藤笹窪谷ということで、周辺は大学以外も非常に自然豊かなエリアだと思っておりますし、市のほうでも、保全する重点的なエリアにさせていただいていると思います。

その中で、大学としては、自然共生サイトとして、多様性の状況であったり、モニタリング等を進めながら管理しているところですが、やはり自然は周辺と連携しているということで、周辺の管理と連携しながらやっていくことが大事だと思っております。その共生サイト、あるいは生物多様性増進法とか、そういう法制的な枠組みもありますが、そういう中で、長期的にはそういうものを広げることも目指しながら、保全活動の水準も連携をしながら高めていければいいと思っております。ぜひ今後とも連携をさせていただければと思っています。

質問としては、自然共生サイトについては、OECMという形で国の30 by 30のほうに入っていくと思いますが、今回、緑地率となったときに、そことOECMとの関係を教えていただければというのが1つございます。

先にコメントだけさせていただきますと、もう一点は、後ろのほうに環境教育関係の記載がございました。こちらで大学の活動として、今、地域に学生が入って田植えをするような活動をしています。その中で、今年たまたまですが、小学校と連携して、大学生と小学生と一緒に田植えをするという田植え体験をさせていただきました。そのときに私も参加して、小学校の先生とお話をさせていただきました。

ました。慶應義塾のすぐそばなので御所見のエリアです。田んぼも非常にたくさんあるエリアですが、それでも小学校として子どもたちに田植えをさせてあげられていないという悩みを先生方としてはお持ちだという話を聞きました。

非常に自然豊かなエリアなので、環境教育という形で、さまざまな地域の連携とかも学校を通じてできればいいと思っております。ぜひそういう方面も検討いただければと思います。

○初見課長 先に、子どもたちとの連携では、ちょうど慶應義塾大学さんの横にある遠藤笹窪谷公園は、指定管理者が一生懸命いろいろな管理をさせていただく中で、愛護会というものも活動しています。そこでは秋葉台小学校の方たちと連携してハナショウブの植えかえを一緒にやったり、環境教育についても藤沢市の職員が出ていってさまざまな連携をしていく。田植えについても、ここは田んぼがあるので、今はそこまでは行っていませんが、フィールドさえあれば、藤沢市の中ではいろいろな形でやっていけている、少しずつ進めていけると思っております。

民間の人たちがお持ちの田んぼとか、そういうところとの連携は、部署が違うので、ここでは明確なお言葉にできないのですが、藤沢市のフィールドのみどり保全課で管理している中ではいろいろなことをやっていたり、稲荷の森と言われる引地川親水公園の横にある斜面緑地の中では、広報で小学生さんとかの親子を呼んで落ち葉だめをつくって、中にカブトムシの幼虫がいるよとか、そういうことは今一生懸命やっているところなんです。今後もいろいろな形で子どもたちも含めた連携はしていきたいと思っております。

自然共生サイトについては、例えば遠藤笹窪谷を自然共生サイトにしても、数値的には緑地とかは変わりません。民間を少しでもやっていくことによって、緑地は変わらなかったと思います。この場合はこうというカウントは複雑なので、どこを指定するとカウントできるかというところもあります。慶應義塾大学さんの中でいけば、学校の緑地は緑地率の中にもう既にカウントされているので、共生サイトに認定したところでカウントされることはありません。ほとんどは重複しているところを今も指定していくことになっているのかなと思っております。

湘南アイパークについても、この前、自然共生サイトに認定されたり、藻場の江の島のところも、つい先日、指定されています。今、そのような形で民間の方々が独自に共生サイトの認定を進めていただきますので、こちらは緑の基本計画も生物多様性地域戦略に細かく位置づけておりますので、そちらについても、認定していただいている方々とも少しずつ連携をとって、さまざまな事業を行っていきたいと考えております。

○和田委員 自然共生サイトに認定されても緑地がふえるわけではないというのはもちろんそうですが、国の 30 by 30 の OECM にカウントされているかどうかは気になっていました。自然共生サイト以外

で緑地に指定されているところがOE CMにカウントされているかどうか。それは今のお話の中で言うと、いろいろ複雑なところだという理解をしておけばよろしいでしょうか。

○初見課長 確認させていただいて、個別にご連絡させていただきます。

○橋詰委員 今日は全体的によく聞こえています。ありがとうございます。

質問というか要望になりますが、スライドの9番目と10番目に、「質」という言葉が出ています。9番目であれば「緑の質の確保」、10番目であれば最後のほうに「質の高い敷地外周部への」云々。以前もお尋ねしたことがあるような気がします。この「緑の質」という意味がどうもよくわからない。ある意味、この資料も、今ご説明いただいたスライド資料の意味合いでもあります。藤沢市のサイトを見ると、緑の基本計画の概要版はまだ作成中のようですし、もしこのスライドが概要版のイメージであるとするならば、ぜひ市民向けとしては、この「緑の質」という言葉を少し説明していただいたほうがいいような気がします。

もちろん、「質」という言葉は一般的にすごく説明が難しく、例えば「水質とは何か」と言われても簡単に説明できないですね。でも、要は、「緑の質」と言うと、単に緑化率とか緑化面積のように量だけでなく質もあるということだろうということは誰でもわかるわけです。質を定義するというより、むしろ「上質な緑」とか。「上質な緑」というのは一体どういうことなのか。私の理解ですが、例えば植物の多様性とか、あるいは公園とか、里山とか、その場所にふさわしい緑とか、そういうものがあるのだと思います。「緑の質」、あるいは「良質な緑」とか「上質な緑」というのはそういう意味ですとどこかで補足説明していただくと、読んだ人は、市民的にはわかりやすいのではないかと感じたので、要望とさせていただきます。

○初見課長 この緑の基本計画を策定するに当たっても、今の質の話は大分出てきております。今回のこの目標についても、緑の質の確保とは言いつつも、市政運営の総合指針に関する市民意識調査のアンケート調査を質として、ここで82%以上の目標を立てることにしてあります。

一方で、その言葉の使い方が、場面場面もそうですし、人の価値観や考え方、感覚によっても質というものは違います。今のところは、本編に「本計画における緑の質とは、本計画の土台となる現在の緑の状況のことであり、めざす『質の高い緑』とは、各施策を展開することにより得られる緑の状況をさします」と、今ご説明をしております。そのような言葉を捉えて施策をやっていくことが質を高めることなのだとご説明させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○橋詰委員 今、引用された計画本文の30ページの下に、確かにおっしゃったように、「本計画における緑の質とは、本計画の土台となる現在の緑の状況のことであり、めざす『質の高い緑』とは、各施策を展開することにより得られる緑の状況をさします」。これも、ここだけ読むとやはりわからなくて、

何を指すか、目指す質の高い緑とは施策の結果の緑ですよと言われても、何かおかしくて。どういうことを目指すのが施策なのか、そこが書かれていないので、やはりこの2行を見てもよくわからないですね。循環論法を使っているような感じがして非常にわかりにくい。計画自体はプロの方が見るものだと考えればそれでもいいのですが、市民向けとしては少し補足を入れられたほうがわかりやすいのかなというのが私の印象でございます。

○初見課長 今、概要版を作成中でもございますので、少しでも市民の方にわかりやすいような表現が入れ込めるようなところがあれば検討していきたいと思います。

○高橋会長 わかりやすい表現を使うことは市民向けに非常に重要なことだと思うので、ぜひご検討いただければと思います。

○矢出委員 2点あります。9ページの緑被率と緑地率です。さっきの説明を聞いてもなかなか理解できないのですが、目的としては新たな緑地を増やすことが一番の目的だと思います。例えば、藤沢に砂漠はありませんが、砂漠を緑化して緑地をつくったら、素人的にはその緑地率が上がると思います。しかし、今の説明を聞いていると、既にある緑地、緑を、まだ公的にはカウントしていないので、それをカウントすることによって緑地率を上げようとしている。そうすると、そもそも緑地があるのだから、あとはその緑地率という目標に近づけるための施策っぽいように聞こえて、ちょっとそれはおかしい気がします。

もちろん、目標値があるので、目標に近づけなければいけないというのはわかるのですが、もっと藤沢の緑地を増やす、緑を増やす方法を考えたほうがいいと思います。

もう一つが、19ページの最後に「CSR活動」と書いてあります。工場とか事業所は、大体緑地率30%で網がかかっていると思いますが、まとまった土地があつて、緑を増やすことが可能である工場とか事業所の緑を増やしていくというのが、何となく一番効率がいいと思います。それに際して、緑を増やすためのCSR活動をやってくださいと、市としてどのように企業さんに話を持っていくのか、お聞きしたいと思います。

○初見課長 緑被と緑地の使い分けについては、最初にご説明したところでもあります、わかりにくくて申しわけありません。緑被は、いわゆる上から見た緑の量がどれくらいあるのかをカウントしたもので、緑地は、法的な担保として永続性があるものです。なので、例えば砂漠を緑化したとしても、緑被としては上がりますが、ただそれだけでは緑地率は上がっていかない。緑地として何かしらの法的な担保を組み込んでいけば緑地率が上がっていくというもので、使い分けをしております。

もう一つ、CSR活動についてですが、今、工場とか企業さんの緑化の団体がございます。そちらには、これからも緑化に努めていってくださいというところと、国がやっている施策とか、藤沢市と

しても、少しでも緑を増やすようなことをやっていってくださいという情報発信は常にさせていただいております。

○高橋会長 よろしいでしょうか。

○矢出委員 ちょっとよくわかりません。申しわけないです。

○高橋会長 後ほど少しご説明いただければと思います。

○吉田委員 全くの素人からの意見で申しわけありませんが、9ページの緑被率は上から見たところというのは何となく理解したのですが、これの最終目標が現状維持というのが、非常に違和感があります。例えばネイチャーポジティブとかを調べると、2030年からグリーンと右肩上がりのグラフが出てきます。もちろんそれは理想ですが、何というか、現状維持が目標かと思う人はすごく多いのではないかと思います。これは現実的なのか。開発とかで緑は減っていくだろうし、それに対して一生懸命維持・回復させようとして、それでも現状維持がいっぱいいっぱいなのかと思いました。私のコメントですが、この辺、もしお答えいただければと思いました。

○初見課長 こちらも、みどり保全審議会の中でも、さまざまな学識経験者の方や市民公募委員の方と、議論を重ねた上での結果でございます。緑地率と同じく、これも国では約30%を目標にしていきたいと思いますというのがございまして、そちらは超えている。今、委員がおっしゃったとおり、実際、現状は、緑はどんどん減っている。幾ら行政が頑張ったところで減っていておりますので、今の数字をとにかく維持していこうということで、現状維持という目標にさせていただきました。

○高橋会長 そのほかはいかがでしょうか。大分いろいろなコメントやご質問をいただきました。

では、この報告についてはここまでとさせていただきますが、今のとおり、環境審議会とも密接に関係しておりますので、また随時、取り組みの状況なりご報告いただけるとありがたいと思います。引き続きよろしくお願いします。

それでは、本日は報告が先になりましたが、この後、審議事項に入りたいと思います。議題1『ふじさわ環境白書 2026』（藤沢市環境基本計画 令和7年度年次報告）（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○小林課長補佐 では、議題1の「ふじさわ環境白書 2026」についてご説明いたします。環境総務課の小林と申します。

まず、「ふじさわ環境白書 2026」の表紙をご覧ください。ふじさわ環境白書とは、藤沢市環境基本条例第11条に定める藤沢市環境基本計画の年次報告書として作成し、市民に公表するものでございます。

また、藤沢市地球温暖化対策実行計画においても、計画の進行管理として、年次報告書ふじさわ環

境白書により藤沢市環境審議会に報告することとされております。本日、ご審議いただきますふじさわ環境白書 2026 は、令和7年度、昨年度に実施した施策の取組状況や実績などについて、まとめたものでございます。

資料をおめくりいただいて、「はじめに」と記載されているところをご覧ください。このページは、これまでの藤沢市環境基本計画の経緯などをまとめたものです。ページ中段に記載しているように、本市では2021年（令和3年）2月に藤沢市気候非常事態宣言を表明するとともに、計画期間の満了を待たず、1年前倒しをして、2022年（令和4年）3月に諸計画の改定を行いました。

資料をおめくりいただいて、「目次」をご覧ください。ふじさわ環境白書は大きく3部に分かれておりまして、第1部では「環境をめぐる動向」として、国全体の環境保全対策、有害化学物質や廃棄物処理などに関する身近な課題、地球温暖化をめぐる国内外の取り組みについて記載しております。

第2部では「藤沢市の環境の現況と取組」として、藤沢市環境基本計画にある5つの環境像の実現に向けた本市の取り組みの結果について、記載しているものでございます。

次のページ、第3部では、藤沢市環境基本計画及び藤沢市地球温暖化対策実行計画について、推進体制や市民・事業者のそれぞれの取り組みなどを記載してございます。

最後にある資料編では、2025年（昨年度）における計画の進捗状況などについて記載しております。続いて、具体的な内容は、昨年度からの主な変更点については、先日、事前に送付させていただいた資料6「昨年度からの主な変更箇所一覧」に記載されております。事前に委員の皆様からいただいたご意見、ご質問への回答については、本日、机上配付させていただいた資料7「ふじさわ環境白書2026（一次案）事前質問回答書」に記載させていただいております。

昨年度からの主な変更箇所ではございませんが、ふじさわ環境白書の重要なポイントとして、先ほども申し上げました藤沢市環境基本計画の年次報告書として重要な位置づけとなっております。261ページから264ページに記載の『藤沢市環境基本計画』の達成指標に対する状況において、昨年度未達成だったものが今回の報告では達成できたり、実績値の数値が更新されているものがございます。そういうところをポイントにご確認いただければ幸いです。

なお、今後のふじさわ環境白書の予定として、本日もこれからご意見等いただくとありますが、皆様からいただいたご意見も踏まえた上で修正案を改めて作成して、9月下旬にもう一度、委員の皆様へ修正版として送らせていただきたいと思いますと考えております。

その後、次回、10月の第9回環境審議会でも再度ご審議いただき、年明けの1月中ぐらいには環境白書の発行を予定しております。

事務局からのご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 今ご紹介いただいたとおり、このふじさわ環境白書 2026 については、事務局から事前に質問の募集がありまして、先ほどもありました資料 7 でこの事前質問に対する回答もいただいております。これも踏まえながら、追加でご質問やご意見をいただければと思いますが、ございますでしょうか。

○崎山委員 事前では全然挙げていなかったのですが、一応よくこの環境審議会で見ると 265、266 ページの表の今年度版の特徴的なところといえますか、特筆すべきところとかがありましたら、いま一度教えていただければと思ひまして、お願いいたします。

○小林課長補佐 265 ページの「藤沢市地球温暖化対策実行計画における『達成指標』の進行管理について」の部分でよろしいですかね。

○石田課長補佐 ゼロカーボン推進課、石田です。

今、委員からご意見ありました藤沢市地球温暖化対策実行計画は、現在、中間見直しでアクションプランの策定等を進めているところですが、こちらの計画自体は依然として進行していて、その進行管理等はこちらの白書で行っております。

いただいたところで特筆すべき点があればご説明をというご指摘があったと思います。細かいところに関しては、昨年度との比較が大事になってくると思います。項目ごとにすぐに申し上げられなくて大変申し訳ないのですが、昨年度の状況と比較し事務局で一定の評価を行っています。例えば、家庭部門における一人当たりの電力使用量は、昨年度の評価は「前年度の実績をかなり下回っていた」として D 評価だったところ、今回は「現状値以降は前進し、前年実績を上回る」として B 評価となっており、昨年度よりも進捗状況がよくなっています。その他の改善した項目として、基本方針 2 の「再生可能エネルギー導入容量（累計）」も、昨年度 C 評価だったものが B 評価になっており、アクションプランの策定に向けた事前の動きであったり、ゼロカーボン推進課といった部署が昨年度立ち上がったことも含めて、少しずつこういったところにもいい影響が出ていると捉えております。

直接の質問の回答になっていないかもしれませんが、以上です。

○崎山委員 漠然とし過ぎた質問ですみません、ありがとうございます。

○眞岩委員 細かな質問で申しわけありませんが、85 ページの②「海岸における空間放射線量」の表の下に、本市独自の基準は 0.19 マイクロシーベルト/h で、環境省の基準は 0.23 マイクロシーベルト/h。「この差は、自然放射線量相当分」という説明があります。この意味がちょっとよくわからないので、できたら説明いただけたらと思います。

○関野課長 こちらの基準は、自然放射線がある、実際にはいろいろ特別な由来の放射線がある。

○眞岩委員 要するに自然発生分でしょう。

○関野課長 自然にある。その分、地上に近い部分についてはその差が一応考えられます。

○眞岩委員 後で考えてみます。

あと、この84ページから86ページにかけて、特に84ページの表で具体的な数値が上がっていて、その下に、これは不検出と同じことだという表記があります。86ページになると、その辺は大体全部不検出という表記になっております。84ページの表だけが、検出限界と言われる値未満だとわざわざ書いてある。そのようになっているのは、何か理由があるのでしょうか。これも細かいことで申しわけありませんが。もし不検出であれば、そこら辺は統一されたほうがいいのではないかと考えました。

○小林課長補佐 ここにも書いてあるとおり、それぞれページとか掲載しているところ、担当が違っているところもあったりして、表記の統一が図れていないところがあります。いただいたご意見も踏まえて、改めて「未満」と書いていたり書いていなかったりするところは、どうしてこういう表記しているのかを担当課にも確認した上で、統一できるものはしていきたいと思います。

○高橋会長 最初のご質問は、私もちょっとよくわからなかったので、空間の線量の基準値の考え方は別途調べていただいて、教えていただければと思います。

○小林課長補佐 確認して、改めてご回答させていただきます。

○高橋会長 そのほか、いかがでしょうか。かなり分量なので、なかなかすぐというわけにはいかないかもしれませんが。先ほどもご紹介がありましたが、今後、また質問なりコメントをさせていただく機会はあるという理解で大丈夫でしたよね。

○小林課長補佐 この後、また改めて今後のスケジュールはご案内させていただきますが、本日いただいたご意見とか、事前にいただいた質問の回答に書かせていただいているとおり、反映させたり、あと数値がまだ確定していない部分が実はあります。「確定待ち」と書かせていただいた部分もありますので、そちらを9月ごろに事前に送らせていただいて、次回の10月の審議会でまたご質問いただければと考えております。

○高橋会長 そうすることなので、また全体のご質問やコメントをする機会がありますが、今日の段階で何か、ここがわかりにくいというところがあれば、ぜひご確認いただければと思いますが、いかがでしょうか。

もしないようであれば、今日の会ではここまでにさせていただいて、ページ数も多いので、また改めてご覧いただきながら追ってご質問やコメントをいただければと思います。よろしいでしょうか。
——特にはなさそうなので、本日の会ではここまでとさせていただきます。

先ほど少しお話いただきましたが、今後のスケジュールについて、改めてご説明をお願いします。

○小林課長補佐 ボリュームもかなりのものがありますので、ただいま高橋会長からもおっしゃってい

ただいたとおり、お気づきの点があれば随時ご質問等をお受けしますので、お忙しい中申しわけございませんが、引き続きよろしくお願いいたします。

では、私のほうから改めて今後のスケジュールについてご案内させていただきます。先ほども少し触れさせていただきましたが、次回の第9回藤沢市環境審議会においては、ふじさわ環境白書について、先ほどご説明させていただいたとおり、今回、皆様からいただいたご意見等に基づき修正等をさせていただきます、改めてふじさわ環境白書 2026（案）として、議題として、10月14日（水）の開催を予定しております。

これは事務局から1点、ご案内というかアナウンスですが、前回の審議会において、会議資料は基本ペーパーレスとさせていただきたいというご提案をさせていただきました。当日ご出席の皆様にもご承諾いただいたところではございますが、事務局から、今のところタブレットとかのご用意のめどが立っておらず、完全にペーパーレスにするのは難しいという判断のもと、本日は、事前に送付させていただいた通知にも記載させていただいたとおり、皆様の資料を紙でご用意させていただいています。基本的には次回も紙ベースでまたご用意させていただきたいと思いますが、ゆくゆくはタブレット等をご用意できる環境になりましたら、改めてこちらからご提案させていただきたいと考えておりますので、この場をお借りして改めてご案内させていただきます。

「その他」として、第15期審議会の任期につきましては、皆様ご存じのとおり、本年の10月末までです。次期の市民公募委員の募集については、9月10日号の「広報ふじさわ」で周知をする予定ですので、ご認識いただければと思います。

事務局からは以上となります。

○高橋会長 では、最後になりますが、「その他」について、事務局から何かございますでしょうか。

○古澤部長 事務局は特にございません。

○高橋会長 では、ないようですので、これで議題は全て終了いたしました。委員の皆様からは何かございますか。はい、お願いします。

○吉田委員 1つだけいいですか。お時間をいただきましてすみません。

私は脱炭素ふじさわ市民の会に入っておりまして、8月23日にイベントをやります。これはゼロカーボン推進課の強力なサポートをいただいて、ちょっと今、見つからないのですが、白書にも載せていただいた脱炭素ふじさわ市民会議が今年ありまして、そのメンバーの有志が残って立ち上げた完全に市民のグループです。これを第1弾のイベントとして企画しておりまして、一生懸命やっていて、大変楽しくなりそうなのですが、問題は、次の次の日曜日ですが、日曜日に市役所の5階の会議室に来てくれる人がどのぐらいいるかということです。それを大変心配しております。これは一応子ども

さん向けですが、実は石田さんから「クイズが大変難しい。大人でも大丈夫」と言われましたので、小学生に限らず、中高生、大学生、大人の皆さん、誰でも大歓迎ですので、お時間がありましたらいらしてください。当日は私も松浦委員もおります。よろしくお願いします。

○高橋会長 ご紹介いただきましてありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。——もしないようであれば、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

○若宮参事 高橋会長、どうもありがとうございました。

本日の日程は全て終了いたしました。次回の開催は10月14日（水）を予定しております。改めてご案内させていただきますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

それでは、第8回環境審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

午前10時52分 閉会